

表題部 (土地の表示)		調製	平成10年2月5日	不動産番号	0116000400874
地図番号	[余白]	筆界特定	[余白]		
所在	練馬区大泉町六丁目			[余白]	
①地番	②地目	③地積 m ²		原因及びその日付〔登記の日付〕	
48番102	宅地	104	11	48番101から分筆 〔昭和44年2月13日〕	
[余白]	[余白]	79	36	③48番102、同番114に分筆 〔昭和45年6月5日〕	
[余白]	[余白]	[余白]	[余白]	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成10年2月5日	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
	共有者全員持分全部移転	平成5年4月28日 第17895号	原因 平成5年4月28日売買 共有者 埼玉県新座市畑中一丁目8番4-4号 持分2分の1 秋葉恒雄 埼玉県新座市畑中一丁目8番4-4号 2分の1 秋葉真規子 順位7番の登記を移記
付記1号	1番登記名義人表示変更	平成13年3月14日 第11598号	原因 平成5年4月30日住所移転 共有者秋葉真規子の住所 練馬区大泉町六丁目 25番14号
付記2号	1番登記名義人住所変更	平成30年11月9日 第44286号	原因 平成15年7月27日住所移転 秋葉真規子の住所 東京都練馬区東大泉二丁目 11番19-408号
	[余白]	[余白]	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成10年2月5日
2	秋葉恒雄持分全部移転	平成13年3月14日 第11599号	原因 平成12年6月26日相続 所有者 練馬区大泉町六丁目25番14号 持分2分の1 秋葉真規子
付記1号	2番登記名義人住所変更	平成30年11月9日 第44286号	原因 平成15年7月27日住所移転 住所 東京都練馬区東大泉二丁目11番19- 408号
3	所有権移転	平成30年11月9日 第44287号	原因 平成30年11月9日売買 所有者 東京都練馬区春日町六丁目16番21 号 有限会社 鈴美住宅

権利部(乙区) (所有権以外の権利に関する事項)

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	抵当権設定	平成5年4月28日 第17896号	原因 平成5年3月31日保証委託契約による 求償債権平成5年4月28日設定 債権額 金2,480万円 損害金 年1.4% 債務者 埼玉県新座市畑中一丁目8番44号 秋葉恒雄 抵当権者 目黒区中日黒一丁目1番71号 第百信用保証株式会社 共同担保 目録(四)第4528号 順位19番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成10年2月5日
2	1番抵当権抹消	平成12年10月13日 第45522号	原因 平成12年10月12日解除
3	根抵当権設定	平成30年11月9日 第44288号	原因 平成30年11月9日設定 極度額 金2,400万円 債権の範囲 信用金庫取引 手形債権 小切手 債権 電子記録債権 債務者 東京都練馬区春日町六丁目1-6番21 号 有限会社鈴美住宅 根抵当権者 東京都新宿区新宿四丁目3番20 号 西京信用金庫

共同担保目録

記号及び番号	(四)第4528号		調製	平成10年7月9日
番号	担保の目的である権利の表示	順位番号	予備	
1	練馬区大泉町六丁目 48番地102 家屋番号 48番102の1の建物	1	平成12年10月13日受付第45522号抹 消	
2	練馬区大泉町六丁目 48番102の土地	1	平成12年10月13日受付第45522号抹 消	
3	練馬区大泉町六丁目 48番129の土地	1	平成12年10月13日受付第45522号抹 消	
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第3条の規定 により移記 平成10年7月9日	
	余白	余白	平成12年10月13日全部抹消	

これは登記記録に記載されている事項の全部を証明した書面である。

(東京法務局練馬出張所管轄)

平成30年11月16日

東京法務局豊島出張所

登記官

田村 一 美



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。